

第百九十号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十五の項ヲ中「乳児院、」を「乳児院及び」に改め、「及び児童発達支援センター（法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」を削り、同表五十八の項ハ中「交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同項ニ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係るものを除く。）」を加え、同項へ及びト中「の交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同表六十五の項中「。以下この項において「法」という。」及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号。以下この項において「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものを「」第七十六条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び薬局製造販売医薬品の製造業者に対する処分の理由の通知及び証拠の提出の機会の付与等」に改め、イからハまでを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表六十五の項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。